

## 公益社団法人日本パークゴルフ協会パークゴルフコース設置基準

(平成 23 年 2 月 24 日制定)

誰もが気軽に楽しむことのできる生涯、世代交流、健康、コミュニティスポーツとしての原点を遵守し、健全な普及推進を図るため、公益社団法人日本パークゴルフ協会（以下、「日本協会」という。）パークゴルフ規則（平成 23 年 2 月 24 日制定。以下「規則」という。）にしたがい、パークゴルフコースの設置基準を次のとおり定める。

### 1 どんな土地が（場所）がコースとして適当か。

- (1) 既存の公園を活用する。
- (2) 河川敷を造成する。
- (3) 林地・畑・原野などを造成する。
- (4) スキー場の緩斜面などを活用する。
- (5) その他遊休地を造成する。

#### 【留意点】

- ① パーク（公園）ゴルフは、その名のとおり閑散とした公園を、みんなで遊ぶことにより生き生きとした公園にしようという発想から生まれたコミュニティスポーツです。
- ② 公園ばかりではなく、河川敷を活用したり、新たに土地を求めてコースをつくることは、スポーツの振興や健康の増進などのほか、生活環境を良くする上からも望ましいことと考えています。
- ③ 公園の設置目的・河川管理上の制約、開発手続きなどに留意する必要があります。

### 2 面積はどの位必要か。

- (1) 18 ホールとして、おおよそ 12,000 m<sup>2</sup>以上のコースの面積が望ましい。
- (2) 面積の上限基準は特に設けていないが、河川敷のような平坦で障害物が少ない条件でも 20,000 m<sup>2</sup>位あれば十分です。
- (3) コースレイアウトの項にホール距離の制約があるので参照。

#### 【留意点】

- ① 面積の差は、一般的にコースの距離の差です。
- ② 発祥の「つつじコース」は、面積約 12,000 m<sup>2</sup>ですが、変化に富み、今でも人気の高いコースとして親しまれています。

### 3 コースレイアウトと造成（規則第7条関係）

- (1) コースは、9ホールを単位としてレイアウトする。
- (2) 同じ場所に18ホールをつくる場合は、ホールの表示はA-1～9、B-1～9とする。
- (3) 標準打数（パー）は、1ホール単位の打数を3、4、5で配分し、その合計打数を9ホールで33、18ホールで66とする。
- (4) 1ホールの距離は、最長100m以内とする。
- (5) 1コース（9ホール）の距離は、500mを超えてはならない。
- (6) コース上で交差するホール・同方向に並行したホールなどのレイアウトは、プレーの流れを悪くし、危険を伴うので認めない。
- (7) ティグラウンドの大きさは、規則上1.3m×1.3m以上となっているが、なるべく大きめに、できれば1.5m×1.5m位あれば申し分ない。又、高さはティグラウンドの前面において地表から30cmを越えないことが望ましい。  
なお、ティグラウンドの前面の先端から40cm以上後方の両端にティマークを設置するか、ティラインを引いてティアップできる範囲を示す。
- (8) グリーン（カップ周辺をいう。以下同じ。）を造成する場合、形状は自由であるが、なるべく大きめにすること。円として考えた場合の直径は概ね5m以上が望ましい。  
グリーン上の起伏（アンジュレイション）は、僅かな傾斜程度にし、微妙な読みを必要とする面白さをつくるようにする。
- (9) バンカーを造成する場合、そのホールのフェアウェイやグリーン、距離など総合的に見て、造る位置、大きさ、形、数などを決める。例えば、グリーンが右に傾斜（流れ）しているとしたら、その下にバンカーを造ると、ボールはそのバンカーに入りやすく、難しさを増す。  
バンカーの数や大きさは、制限しない。
- (10) ドッグレッグは、安全性からもできるだけ避けることが望ましい。
- (11) フェアウェイとラフの区分はあってもよいが、ラフの草丈はボールの脱出が可能であるよう適宜刈り込みをし、また、フェアウェイの幅員は少なくとも2m以上確保するよう配慮すること。  
グリーンまでのフェアウェイを造成する場合、出来る限りホール毎に意味のある起伏がほしいが、平坦のままでもコースとしての難しさ（標準打数に見合う）を出せればよい。
- (12) コースの難易度を高めるための工夫はあってもよいが、パークゴルフの原点を損なうことのないよう配慮すべきである。池越え、谷越えなどは造成すべきでない。
- (13) OBラインやOBゾーンの設定は、コースを外れるという意味が明確に理解出来るようなものでなければならない。  
OBラインは、コースの境界を明らかにするため必要な場合や完全にコース外と

なる溝、河川管理地、藪（やぶ）及び沢などの境界をいい、白杭で表示する。

OBゾーンは、障害物としての植栽地の保護、また安全性の確保のためのネットなどで遮断された区域をいい、白杭で囲み表示する。この場合のOBゾーンを示す白杭は、上部を青色にしてOBライン杭と区別する。

このほかの杭として修理地を示す杭（全体を青く塗った）があるが、これらの杭は、地上40cm程度とし、ラインを示す杭の間隔は10~20m、ゾーンを示す杭の間隔は2~3m程度として、その見通し等確認が容易にできるよう配置すること。なお、その他の用途の色杭は一切これを認めない。

- (14) ボールがOBになった場合において、当該OBラインを横切った地点が見通せな  
いか規則に基づいてプレースすることが困難な場合に特設のプレース位置を設け  
る。
- (15) ホールカップの内径は200mm以上、外径は216mm以下、深さは100mm以上と  
し、そのカップは地表面より10mm埋設しなければならない。
- (16) ピンフラッグの高さは地上2~2.5mとし、それ自体固定し、ホールを表示するも  
のは固形物であること。
- (17) ホール毎にコース表示板を立てるが、この他コース図（OBの説明つき）を立て  
ると、より親切である。
- (18) 既存の公園の場合は、ほとんど現状に合わせたレイアウトをしなければならない  
が、樹木の保護や公園利用者の安全性に考慮し、そのうえで樹木や起伏などを利用  
することで難しさを出すようにする。
- (19) 1ホールの距離の測定は、ティラインから、コースなりにフェアウェイセンタ  
ーを通り、ホールカップまでとする。
- (20) ウォーターハザードを設定する場合、ウォーターハザードの境界は、明確に表示  
しなければならない。

### 【留意点】

- ① 発祥のコースは、標準打数（パー）を66に設定しましたが、以来その歴史を大事に  
し、これを基準としています。
- ② 1ホールの距離を100m以内としたのは、年齢差や男女差などのハンディを少なくし、  
三世代が交流して楽しめるように配慮したぎりぎりの条件となっています。最短距離は、  
特に設けていません。
- ③ 9ホールの距離は、500mを超えてはならないとしておりますが、②と同様に年齢差な  
どに配慮したもので、その中で、ショート（パー3打）、ミドル（パー4打）、ロング（パ  
ー5打）の各ホールを組合せていきます。
- ④ ホールの組み合わせは、スタートから3ホール以内にロングホールを配置して、多数  
のパーティによるプレーの際のコース進行をコントロールし、プレーの促進を容易にす

るよう配慮すべきです。

- ⑤ ティグラウンドはどんな造りでもよい。木の柵に砂を入れ、厚いゴムマットと人工芝を敷いたものや、土を盛って同様にマットと人工芝を敷いたものなどが、比較的良いようです。
- ⑥ グリーンは、カップの位置（ピンフラッグ）及びグリーン上のプレーヤーが、そのコースティグラウンドから確認できるよう、レイアウト上、安全性に配慮する必要があります。
- ⑦ グリーン上に変な凹凸を作ったり、ボールが止まらないなど奇抜な形状は、イライラがつのるばかりでなく見た目も美しくありません。グリーンを広くするのはカップの移動を容易にし、芝を保護します。
- ⑧ 極端にボールを出しづらい、また安全性を欠くようなバンカー、例えば、「グリーンに向かって打てない」、「深すぎてプレーヤーの姿が隠れてしまう」などは避けるべきです。
- ⑨ グリーン直前の花道を完全にふさぐバンカーは、コースの必然性がない限り造らない。
- ⑩ OBは、コース境界の明確化の必要性、プレーヤーの安全性の確保などから設置するものとしておりますが、プレーの楽しさや進行を阻害するレイアウトは避けるべきであり、コースの景観にも配慮すべきです。

#### 4 コース内での安全対策・表示

(1) コース内での事故等を防止し、プレーヤーの安全性を確保するため、以下について対策を講じるものとする。

- ① コース内で使用するクラブ、ボール、ティ等のパークゴルフ用具は、公益社団法人日本パークゴルフ協会（以下、「日本協会」という。）パークゴルフ用具の基準（平成23年2月24日制定）に適合したもの（以下「公認用具」という。）でなければならない旨コースに表示するものとする。
- ② コース内において、前号に反する事実を発見したときは、直ちにプレーを中止させ、公認用具を使用させるよう指導するものとする。
- ③ 前々号に規定するもののほか、パークゴルフに関する諸規程に定める安全性を確保する規定に反する行為が認められた場合においても、同様の措置を行うものとする。

#### 5 委任・基準の改廃

- ① この基準に定めるもののほか、基準の運用に関し必要な事項は会長が定める。
- ② この基準の改廃は、理事会の議決による。

## **附 則**

この基準は、特定非営利活動法人国際パークゴルフ協会（以下「国際協会」という。）が平成12年7月14日に制定した「国際協会パークゴルフコース設置基準」を、公益社団法人日本パークゴルフ協会が継承して平成23年3月1日から施行するものである。